

# 健康保険

# 被保険者資格喪失届

常務理事	事務長	業務課長	扱者

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所記号	
	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	( )

受付印
-----

社会保険労務士記載欄
------------

被保険者1	① 被保険者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	④ 喪失年月日	9 年 月 日 令和	⑤ 喪失原因	4.退職等 (令和 年 月 日退職等) 5.死亡 (令和 年 月 日死亡) 7.75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9.障害認定 (健康保険のみ喪失)			
	⑥ 備考	以下に該当する場合、項目を○で囲んでください 1.二以上事業所勤務者の喪失 2.退職後の継続再雇用者の喪失	資格確認書回収 1.添付 2.回収不能 3.減失	保険証回収 1.添付 2.回収不能 3.減失	資格確認書が発行されている方		

被保険者2	① 被保険者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	④ 喪失年月日	9 年 月 日 令和	⑤ 喪失原因	4.退職等 (令和 年 月 日退職等) 5.死亡 (令和 年 月 日死亡) 7.75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9.障害認定 (健康保険のみ喪失)			
	⑥ 備考	以下に該当する場合、項目を○で囲んでください 1.二以上事業所勤務者の喪失 2.退職後の継続再雇用者の喪失	資格確認書回収 1.添付 2.回収不能 3.減失	保険証回収 1.添付 2.回収不能 3.減失	資格確認書が発行されている方		

被保険者3	① 被保険者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	④ 喪失年月日	9 年 月 日 令和	⑤ 喪失原因	4.退職等 (令和 年 月 日退職等) 5.死亡 (令和 年 月 日死亡) 7.75歳到達 (健康保険のみ喪失) 9.障害認定 (健康保険のみ喪失)			
	⑥ 備考	以下に該当する場合、項目を○で囲んでください 1.二以上事業所勤務者の喪失 2.退職後の継続再雇用者の喪失	資格確認書回収 1.添付 2.回収不能 3.減失	保険証回収 1.添付 2.回収不能 3.減失	資格確認書が発行されている方		

※「資格情報のお知らせ」の回収・添付は不要です。

この届書は、「従業員が退職した場合」、「60歳以上の方で退職後に継続して再雇用した場合」、「従業員が死亡した場合」、「従業員が75歳に到達した場合」、「障害認定を受け後期高齢者医療の資格を取得した場合」等にご提出いただくものです。

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所記号は4桁の数字をご記入ください。

①被保険者の番号 : 資格取得時に払い出された、被保険者の番号を、必ずご記入ください。

②氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。

④喪失年月日 : 下図を参照し、喪失年月日をご記入ください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日 転勤日の翌日 雇用契約変更の翌日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳に到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日

⑤喪失原因 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を( )内にご記入ください。

4.退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5.死亡	死亡した場合
7.75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9.障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合

「資格確認書回収」(保険証回収)欄は、資格確認書または保険証が発行されている場合、

1.添付、2.回収不能、3.滅失、いずれかに○をつけてください。

なお、連絡が取れない等で回収ができない場合は、『資格確認書回収不能(被保険者証回収不能)届』を、滅失の場合は『資格確認書滅失(被保険者証滅失)届』をご提出ください。

## 添付書類

・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合

ア.就業規則・退職辞令のコピー等退職日が確認できる書類および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー

※株主総会・取締役会等の議事録または役員変更登記の記載がある登記簿謄本のコピー等(役員の場合のみ)

イ.上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書(退職日、再雇用日が記載され事業主印が押印されているもの)等

※保険料の負担は、資格喪失月の前月分までとなります。退職による資格喪失の場合、喪失日は退職日の翌日となるため、月末に退職した場合は退職月分の保険料まで控除する必要がありますのでご注意ください。